

上三川町庁舎及び出先機関光回線更新事業

<公募型プロポーザル実施要項>

令和4年5月

上三川町企画課情報広報係

1 目的

この実施要項は、上三川町庁舎及び出先機関光回線更新事業（以下「本事業」という。）に係る公募型プロポーザル方式において、参加事業者に提案を募り、その提案の中で信頼性が高く、最も本町に適した事業者を選定するための手続きについて必要な事項を定めるものである。

2 概要

(1) 件名

上三川町庁舎及び出先機関光回線更新事業

(2) 実施内容

詳細は「上三川町庁舎及び出先機関光回線更新事業〈公募型プロポーザル仕様書〉」のとおりとする。

(3) 実施期間及び回線提供開始

実施期間：契約締結の日から令和4年12月31日まで

回線提供開始：契約締結時、本町企画課と協議の上、提供開始日を決定する。

(4) 予算額（見積限度額）

①初期費用：4,300千円（消費税及び地方消費税を含む）

※回線開通に係る初期費用、設備工事など一切の費用とする。

②月額費用：400千円（消費税及び地方消費税を含む）

※回線利用料と回線及び機器の保守料を併せた月額費用とする。

・令和4年度予算総額：5,900千円（消費税及び地方消費税を含む）

※内訳 ①初期費用4,300千円

②月額費用1,600千円（令和4年12月から令和5年3月までの4ヶ月分）

3 提案参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと。

(2) 参加申出書の提出締切日において、本町における当該業務に係る競争入札参加資格を有し、かつ指名停止措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行

われた者でないこと。

(4) 上三川町暴力団排除条例（平成24年上三川町条例第30号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団員等でない者であること。

4 実施事業者の選定方法

(1) 選定方法

選定に関しては、「上三川町庁舎及び出先機関光回線更新事業公募型プロポーザル評価委員会」において、「企画提案書」、「見積書」を評価し、本事業を最も的確に提供できると判断された事業者1者を選定する。

(2) 配点

審査は、100点を満点とし、評価項目別に次のように配点する。

評価項目	配点（満点時）
① 本事業に対する取組み	20点
② 回線及び機器の構成	20点
③ 運用・保守	30点
④ 提案価格	30点
合計	100点

(3) 各項目の評価の視点

ア 本事業に対する取組み

- ・本事業を適切に提供できる会社であり、類似実績はあるか。
- ・本事業を適切に提供できる体制となっているか。
- ・担当者が、本事業を提供するために十分な技能や経験、資格、コミュニケーション能力等を有しているか。
- ・事業提供スケジュールが適切かつ現実的であるか。

イ 回線及び機器の構成

- ・耐久性において信頼性の高い構成になっているか。
- ・セキュリティ面において信頼性の高い構成になっているか。

ウ 運用・保守

- ・通常時の安定稼働のために適切な運用・保守を行う体制がとられているか。
- ・通信障害発生時に適切かつ迅速に対応できる体制がとられているか。
- ・将来のICT環境の変化（必要な通信速度の増等）や施設環境の変化（拠点の追加廃止等）に柔軟に対応できるか。また、その際の町の費用負担や作業負担が極力軽減されるよう配慮されているか。

エ 提案価格

- ・初期費用及び月額費用は妥当な金額であるか。

(4) 実施候補者の決定方法

事業者の選定は、評価委員会において行う。

本事業によってもたらされるものについて一定の質を確保するため、評価点には最低の基準点（最低評価点）を設定するものとする。

審査は審査表による採点方式とし、最低評価点以上の点数を獲得した提案者の中で最も高い評価総合点を獲得した提案者を事業者として選定する。

なお、提案者が1者のみの場合であっても審査を行うものとし、この場合は、設定した最低評価点数以上の点数を獲得すれば事業者として選定するものとする。

5 参加の方法及び提出書類等

(1) 提出期間

令和4年5月2日（月）から同年5月27日（金）正午までの間

※受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、町役場閉庁日を除く。

(2) 提出場所

事務局（後述）

(3) 提出方法

上記、(2)提出場所へ持参又は郵送での提出とする。

持参する場合は、事前に電話連絡のうえで持参すること。

郵送する場合は、提出期限までに本町に到着すること。

(4) 提出物

記号	書類名	様式	部数	備考
A	参加申出書	1	1	
B	会社概要書	2	1	
C	見積書	3	1	
D	企画提案書（正本1部、副本5部）	4	6	電子データを別途提出
E	商業・法人登記簿謄本		1	法務局発行日から3か月以内のもの

6 提出における留意事項

(1) 見積書

ア 様式3「見積書」を使用し作成すること。

イ 初期費用及び月額費用をそれぞれ算出し記載すること。

ウ 消費税及び地方消費税を含む額で算出し記載すること。

エ 見積額がそのまま契約額になるとは限らない。

(2) 企画提案書

ア 様式4「企画提案書」を表紙とし、提出すること。

イ サイズはA4版縦を基本とし、左横書きとする。また、左側2箇所を綴じること。

※A3以上のサイズの書類、図面については、A4サイズに折りたたむこと。

ウ 印刷は両面印刷とし、様式4「企画提案書」の表紙及び目次を除き20ページ以下とすること。

エ 提案者の特定につながる文言及びマーク等は記載しないこと。

オ 提案内容は、文章、表及び図等を用いて簡潔かつ明瞭に記述すること。また、専門用語について注釈をつける等分かりやすいものとなるよう工夫すること。

カ 提出後の差替え等は原則これを認めない。

キ 提案書については、仕様書等を理解した上で作成すること。

ク 提案書に記述する事項は、以下に沿うものとし、項目名及び項目番号を付すこと。

提案書の項目
1 基本的事項 (1) 会社概要、類似事例実績 (2) 事業提供についての基本的な考え方、運用方針 (3) 事業提供体制図 (4) 担当者のICT環境整備等に対する技能、経験、資格等 (5) 事業提供スケジュール
2 提案内容の概要 (1) 構築する回線及び機器の構成
3 運用・保守 (1) 運用・保守の内容 (2) 通信障害発生時の対応 (3) 将来の環境変化に対する対応

7 質問の受付及び回答

(1) 質問は、様式5「質問書」を使用し行うこと。

(2) 提出は、事務局（後述）宛に電子メールにて行うものとする。

(3) 提出期間は、令和4年5月2日（月）から同年5月12日（木）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、令和4年5月16日（月）までに参加申出書を提出したすべての事業者により送付する。質問者名を伏せたうえで、すべての質問と回答を送付する。

(5) 指定様式以外による質問、又は提出期間外の質問に対しては一切応じない。

(6) 審査に支障をきたす恐れのある質問については、一切応じない。

(7) 質問に対する回答は、本要項及び仕様書の追加又は修正とみなす。

8 失格条項等

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しなかった場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部、又は一部が記載されておらず、適正な評価及び審査に支障をきたす場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 本要項等に定められた以外の手法等により、本町職員に評価項目等内部情報の提供の援助を求めた場合

9 実施スケジュール

プロポーザルの審査は、提出書類による選考により実施する。

- | | |
|--------------|-------------|
| 令和4年5月 2日(月) | 公募の開始 |
| 令和4年5月12日(木) | 参加申出書提出期限 |
| 令和4年5月12日(木) | 質問の受付期限 |
| 令和4年5月16日(月) | 質問の回答期限 |
| 令和4年5月27日(金) | 提案関係書類の提出期限 |
| 令和4年6月上旬 | 候補者決定 |

※事務上の都合により、日程を変更する場合があります。

10 その他留意事項

- (1) 提案関係書類の提出後、選考の上で確認が必要な事項がある場合、事務局は提案者に対し電子メールにて質問を行い、提案者は速やかに電子メールにて回答を行うものとする。
- (2) 本事業提供その他手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。ただし、技術や機器の名称等において日本語表記が困難なものについてはこの限りではない。
- (3) 提案者は1つの提案のみを行うこと。
- (4) 本プロポーザルを辞退する場合は、様式6「辞退届」を提出すること。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に要する経費及びその他本事業の提案に要する経費については、提案者の負担とする。
- (6) 提出された書類等(以下「書類等」という。)は返却しない。
- (7) 書類等は提案者に無断で利用しない。ただし、本事業の手続き及びこれに係る事務処理等の必要な範囲において、書類等の複製、保存等を行う。
- (8) 書類等は、上三川町情報公開条例(平成13年条例第21号)の規定に基づき、その内容の全部、又は一部を公開する場合がある。
- (9) 提案者は、実施要項等の内容や決定事項について、不明確又は錯誤等による異議申立てを行うことはできない。
- (10) 審査等に対して異議申立てはできないこととし、選考方法及び選考内容についての問

合せにも応じないこととする。

(11) スケジュールに変更がある場合には、その都度、提案者に通知する。

(12) 作成した報告書や作業の過程で得た情報等は、一切の権利を含めて本町に帰属するものとする。

(13) 事業提供実績として本町の名前を挙げることは差し支えないが、その内容は本町の許可なく開示できないものとする。

(14) 書類等の内容やシステム著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果で生じた責任は、提案者が負うものとする。

11 事務局（問合せ先）

〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

上三川町企画課情報広報係

TEL：0285-56-9117

FAX：0285-56-6868

Mail：kikaku01@town.kaminokawa.lg.jp

担当：古口、野澤